

議 第 2 3 号

診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の
制定について

本市診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を下記の
とおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 1 6 日 提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正する
条例

新潟県柏崎市診療所の使用料及び手数料条例（平成 1 1 年条例第 3
号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 項手数料の表中「3, 600 円」を「3, 900 円」に、
「4, 800 円」を「5, 200 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以
後に納付すべき手数料について適用し、同日前に納付すべき手
数料については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市診療所の使用料及び手数料条例（平成11年12月16日条例第33号）

改正後		改正前																																											
別表（第2条関係）																																													
1 (略)																																													
2 手数料																																													
改正後		改正前																																											
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）																																											
1 (略)		1 (略)																																											
2 手数料		2 手数料																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">文 診 断 書 ・ 証 明 書 料</td> <td>簡単なもの（一般的な簡易な内容のもの）</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>複雑なもの（上記以外で難しい内容のもの）</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>特殊なもの（恩給診断、年金診断及び自賠法に係るもの等保険給付のあるもの）</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>普通のもの（戸籍法（昭和22年法律第224号）に定めるもの等一般的なものの）</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">死亡診断書</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">死体検案書</td> <td>2,600円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		金額	(略)			文 診 断 書 ・ 証 明 書 料	簡単なもの（一般的な簡易な内容のもの）	1,300円	複雑なもの（上記以外で難しい内容のもの）	3,900円	特殊なもの（恩給診断、年金診断及び自賠法に係るもの等保険給付のあるもの）	5,000円	普通のもの（戸籍法（昭和22年法律第224号）に定めるもの等一般的なものの）	2,600円	死亡診断書		5,200円	死体検案書		2,600円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">文 診 断 書 ・ 証 明 書 料</td> <td>簡単なもの（一般的な簡易な内容のもの）</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>複雑なもの（上記以外で難しい内容のもの）</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>特殊なもの（恩給診断、年金診断及び自賠法に係るもの等保険給付のあるもの）</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>普通のもの（戸籍法（昭和22年法律第224号）に定めるもの等一般的なものの）</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">死亡診断書</td> <td>4,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">死体検案書</td> <td>2,600円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		金額	(略)			文 診 断 書 ・ 証 明 書 料	簡単なもの（一般的な簡易な内容のもの）	1,300円	複雑なもの（上記以外で難しい内容のもの）	3,600円	特殊なもの（恩給診断、年金診断及び自賠法に係るもの等保険給付のあるもの）	5,000円	普通のもの（戸籍法（昭和22年法律第224号）に定めるもの等一般的なものの）	2,600円	死亡診断書		4,800円	死体検案書		2,600円
区分		金額																																											
(略)																																													
文 診 断 書 ・ 証 明 書 料	簡単なもの（一般的な簡易な内容のもの）	1,300円																																											
	複雑なもの（上記以外で難しい内容のもの）	3,900円																																											
	特殊なもの（恩給診断、年金診断及び自賠法に係るもの等保険給付のあるもの）	5,000円																																											
	普通のもの（戸籍法（昭和22年法律第224号）に定めるもの等一般的なものの）	2,600円																																											
死亡診断書		5,200円																																											
死体検案書		2,600円																																											
区分		金額																																											
(略)																																													
文 診 断 書 ・ 証 明 書 料	簡単なもの（一般的な簡易な内容のもの）	1,300円																																											
	複雑なもの（上記以外で難しい内容のもの）	3,600円																																											
	特殊なもの（恩給診断、年金診断及び自賠法に係るもの等保険給付のあるもの）	5,000円																																											
	普通のもの（戸籍法（昭和22年法律第224号）に定めるもの等一般的なものの）	2,600円																																											
死亡診断書		4,800円																																											
死体検案書		2,600円																																											
備考 (略)		備考 (略)																																											